

「私と憲法—身近な憲法—」

洲本市 土井 宝

僕達は、憲法によって守られています。例えるならば見えないバリアによって守られていると言えます。一見憲法はなくてもいいような気もしますが、憲法がなければ、生きる権利や自由である権利がないということになるからです。さらに国民主権もなくなります。国民主権がなくなると、天皇が神様であった時のように、すべての事は神が望んだことだから、国民は従わなければならないとなります。例え、明らかに違うことを言っている、反論や意見を主張することはできません。

憲法がなくなると、戦争も自由にできます。でも僕は戦争をしてもマイナスのことばかりで一つもプラスになるものはないと思います。戦争をすれば人をこころす、武器を作る、人が死ぬ、国が廃れる、これだけです。とてもじゃないけどプラスではありません。国の中で争いごとが起これば武力ではなく、話し合いで解決した方が良いと思います。

憲法とは、バリアですがそれと同時に制止役でもあります。自由といっても、わがままではありません。あくまで他人や国に迷惑をかけないくらいのもので、憲法十二条に記している通り憲法の濫用はしてもいけないのです。

憲法は、大切な物なので容易には変えられません。九十六条に示している様に、多くの人が希望していないと変えられない仕組みになっているのです。

僕たちは、この憲法を守っていかなければならないのです。

憲法は自分たちが守らないとすぐなくなってしまいます。この憲法を守るのが僕たちの役目なのです。